

令和6年度みやぎ森林・林業就業促進プロモーション業務企画提案募集要領の一部を改正する要領  
 令和6年度みやぎ森林・林業就業促進プロモーション業務企画提案募集要領（令和6年6月5日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>1から11（1）ロまで（略）</p> <p>ハ 実施方法</p> <p>（イ）出席者は3人以内とする。</p> <p>（ロ）1提案者当たりの持ち時間は15分以内（説明10分以内、質疑応答5分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。</p> <p>（ハ）事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。</p> <p>（ニ）提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断された場合は、業務委託候補者として選定する。</p> <p>11（2）から14まで（略）</p>	<p>1から11（1）ロまで（略）</p> <p>ハ 実施方法</p> <p>（イ）出席者は3人以内とする。</p> <p>（ロ）1提案者当たりの持ち時間は30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。</p> <p>（ハ）事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。</p> <p>（ニ）提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断された場合は、業務委託候補者として選定する。</p> <p>11（2）から14まで（略）</p>

附 則

この要領は、令和6年6月21日から施行する。